平成２９年（フ）第１０１５号
千葉県市川市宮久保６丁目７番14号
債務者　菅野　仁美（旧姓松本）
1　決定年月日時　平成29年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月５日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第１０２７号
千葉県市原市辰巳台東２丁目９番地　県営住宅２棟406号
債務者　近藤　榮子
1　決定年月日時　平成29年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月５日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第１０４９号
千葉市稲毛区稲毛２丁目６番15号
債務者　小島　由美
1　決定年月日時　平成29年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月５日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第１０６０号
千葉県船橋市飯山満町２丁目387番地６　飯山満コーポラス307号
債務者　石川さおり（旧姓中村）
1　決定年月日時　平成29年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月５日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第１０８８号
千葉県市原市西国吉42番地４
債務者　串田　和樹
1　決定年月日時　平成29年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月５日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第１０９８号
千葉県八千代市八千代台北５丁目８番地13　グランドメゾン501号
債務者　村上　武由
1　決定年月日時　平成29年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月５日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第１１０８号
千葉県浦安市当代島３丁目18番17号　第３ハイツ弥兵衛（205）
債務者　柏木　智博
1　決定年月日時　平成29年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月５日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第１２３号
富山県高岡市井口本江960番地23
債務者　神戸　尚子
1　決定年月日時　平成29年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月５日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２９年（フ）第３２０１号
大阪市東成区中道２丁目19番18号
債務者　吉川利隆こと　梁　　利隆
1　決定年月日時　平成29年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３６８１号
大阪府寝屋川市香里北之町７番13号（102号）
債務者　髙橋　啓司
1　決定年月日時　平成29年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４０１７号
大阪市浪速区恵美須東１丁目15番12号大殿マンション４Ｗ号
債務者　毎熊　　舞
1　決定年月日時　平成29年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４３８１号
大阪市鶴見区茨田大宮４丁目21番17―402号、前住所大阪市淀川区西中島５丁目８番21―302号
債務者　中野　幸生
1　決定年月日時　平成29年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４３９３号
大阪市平野区加美東４丁目８番２―104号
債務者　徳田賢こと　徳田　　賢
1　決定年月日時　平成29年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４４５３号
大阪市鶴見区徳庵２丁目５番２―305号
債務者　玉置　恵子
1　決定年月日時　平成29年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４４８５号
大阪市北区堂山町12番５号　ロイヤルハイツ梅田Ⅱ　403号室
債務者　吉森めぐみ
1　決定年月日時　平成29年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４５０１号
大阪市西成区千本北２丁目11番３号、前住所大阪市住之江区西加賀屋３丁目16番７号
債務者　山本　宣行
1　決定年月日時　平成29年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４５０２号
大阪市西成区南津守３丁目３番22号　マンションアサノⅡ　501
債務者　山本　容子
1　決定年月日時　平成29年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４５２６号
大阪府門真市末広町40番11―401号
債務者　江川　三幸
1　決定年月日時　平成29年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部